

道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合規則第12号

道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する規則

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び道央廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第10号）の規定に基づく育児休業等については、千歳市職員の育児休業等に関する規則（平成4年千歳市規則第26号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。